



事 務 連 絡
令 和 7 年 8 月 27 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

D P C 制度への参加又はD P C 制度からの退出に係る届出について

標記について、D P C 制度への参加又はD P C 制度からの退出を希望する病院は、「「D P C 制度への参加等の手続きについて」の一部改正について」（令和 6 年 11 月 29 日付け保医発 1129 第 11 号。以下「参加通知」という。）において定める届出様式を、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとされています。

令和 8 年度診療報酬改定時における標記に係る届出について、下記のとおり受け付けることとしますので、受付期間内において貴管下の病院から提出される届出について、取りまとめの上、当課あてご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 届出の受付期間について

令和 7 年 9 月 1 日（月）～令和 7 年 9 月 30 日（火）（必着）

2. 対象となる病院と提出が必要な届出書について

- ① D P C 準備病院であって、令和 8 年度診療報酬改定時に D P C 対象病院になることを希望する病院は、参加通知の「D P C 制度への参加に係る届出書」（別紙 1）を提出すること。
- ② D P C 対象病院であって、令和 8 年度診療報酬改定時に D P C 制度からの退出を希望する病院は、参加通知の「D P C 制度からの退出に係る届出書」（別紙 8）を提出すること。また、D P C 準備病院を希望する場合は「D P C 準備病院届出書」（別紙 13）を提出すること。
- ③ D P C 対象病院又は D P C 準備病院以外の病院であって、令和 8 年度診療報酬改定時に D P C 準備病院となることを希望する病院は、参加通知の「D P C 準備病院届出書」（別紙 13）を提出することとし、必要に応じて、参加通知の「D P C 準備病院届出書（別紙）」（別紙 14）も併せて提出すること。

※ ①の病院については、当該病院が参加通知第 1 の 1 （2）①及び②に定める基準を満たしていることをご確認いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課
包括医療推進係 吉田、清水
TEL：03-5253-1111（内線：3155）

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 27 日

D P C 対象病院 連絡担当者 殿
D P C 準備病院 連絡担当者 殿

厚生労働省保険局医療課

D P C 制度への参加又はD P C 制度からの退出に係る手続きについて

日頃よりD P Cの評価・検証等に係る調査にご協力いただき、ありがとうございます。

D P C 制度への参加又はD P C 制度からの退出を希望する病院は、「「D P C 制度への参加等の手続きについて」の一部改正について」（令和 6 年 11 月 29 日付け保医発 1129 第 11 号。以下「参加通知」という。）において定める届出様式を、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとされています。

つきましては、令和 8 年度診療報酬改定時におけるD P C 制度への参加又はD P C 制度からの退出に係る届出を下記のとおり受け付けることとしますので、希望する病院は必要な届出書を受付期間内にご提出いただくようお願いいたします。

記

1. 届出の受付期間について

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）（**必着**）

※ 受付期間を過ぎた届出書は受理できませんので、手続きに漏れのないよう十分ご注意ください。（受理後、10 月下旬をメドに受理した旨の連絡等を行います。）

2. 対象となる病院と提出が必要な届出書について

- ① D P C 準備病院であって、令和 8 年度診療報酬改定時にD P C 対象病院になることを希望する病院は、参加通知の「D P C 制度への参加に係る届出書」（別紙 1）を 1 部提出して下さい。

なお、当該届出を行う時点で、参加通知の第 1 の 1（2）に定める基準を全て満たしていることが必要です。

- ② D P C 対象病院であって、令和 8 年度診療報酬改定時にD P C 制度からの退出を希望する病院は、参加通知の「D P C 制度からの退出に係る届出書」（別紙 8）を 1 部提出してください。また、D P C 準備病院を希望する場合は「D P C 準備病院届出書」（別紙 13）を 1 部提出してください。

なお、本届出内容については、参加通知に基づき中央社会保険医療協議会に報告を行います。

3. 届出書の提出先及び照会先について

病院の所在地を所管する地方厚生（支）局医療課（別添参照）

4. その他連絡事項について

D P C制度における医療機関別係数のうち、機能評価係数Ⅱの評価項目として、地域医療への貢献に係る体制を評価する「地域医療指数」があります。当該指数は、毎年10月1日時点における施設基準の届出状況、医療計画等への参加・指定状況等を対象となる病院から厚生労働省に報告いただき、その情報に基づき算出しています。

D P C準備病院であって、令和8年度診療報酬改定時にD P C対象病院になることを希望する病院は、令和8年度の医療機関別係数設定のために当該報告を行っていただく必要があります。詳細については本年10月上旬を目処に各病院にご案内する予定ですので、ご承知おきください。

D P C 制度に係る届出書の提出先・照会先

病院所在地	提出先	住所	電話番号
北海道	北海道厚生局 医療課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階	011-796-5105
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北厚生局 医療課	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階	022-206-5216
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県	関東信越厚生局 医療課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0815
富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	東海北陸厚生局 医療課	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階	052-228-6193
福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿厚生局 調査課	〒541-8556 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階	06-7711-9012
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国四国厚生局 医療課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階	082-223-8225
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国厚生支局 医療課	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5階	087-851-9502
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州厚生局 医療課	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4F	092-707-1123

(注) 「DPCの評価・検証等に係る調査」に関する照会については、厚生労働省の業務委託先であるDPC調査事務局(※)へ、メールにて照会をお願いします。

※2025年度「DPCの評価・検証等に係る調査」実施説明資料 (P15) 「4. 調査に関する質問について」参照
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/setumei_20250530.pdf